

(行政情報の公開義務)

第9条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し当該行政情報を公開しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関若しくは高知県の機関の指示等により、明らかに公開することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することがやむを得ないと認めるに足りる合理的な理由があるもの
 - ウ 次に掲げる者の職務の遂行に係る情報に含まれる当該者の職名及び氏名であって、公開しても当該者の権利利益を著しく害しないと認めるに足りる合理的な理由があるもの
 - (ア) 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。以下同じ。)
 - (イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第140条の7第1項に規定する法人の役員
 - (ウ) 市から補助金、交付金等の交付を受けている次に掲げる団体の役員
 - a 一般社団法人及び一般財団法人
 - b 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人
 - c 医療法(昭和23年法律第205号)第39条第2項に規定する医療法人
 - d 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
 - e 社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会、同法第110条に規定する都道府県社会福祉協議会並びに同法第111条に規定する社会福祉協議会連合会
 - エ 公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、健康、生活若しくは財産を保護するため、又は自然、景観等に関する環境の保全上の著しい支障を防止するため、公開することが必要であると認めるに足りる合理的な理由があるもの
 - イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から市民の生活を保護するため、公開することが必要であると認めるに足りる合理的な理由があるもの
 - ウ ア又はイに準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認めるに足りる合理的な理由があるもの
- (4) 公開することにより、人の生命、身体若しくは財産の保護その他基本的人権の擁護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるもの
- (5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議等(以下この号において「審議等」という。)に関する情報であって、次に掲げる理由があるもの
 - ア 公開することにより、当該又は将来同種の審議等における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれると認めるに足りる合理的な理由
 - イ 公開することにより、不当に市民の間に混乱を生じさせると認めるに足りる合理的な理由
 - ウ 公開することにより、特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすと認めるに足りる

合理的な理由

- (6) 市の機関又は国，独立行政法人等，他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う契約，試験，人事，交渉及び争訟等並びに取締り，調査，検査及び監査等の事務又は事業(以下この号において「事務等」という。)に関する情報であつて，公開することにより，当該若しくは将来同種の事務等の実施の目的が達成できなくなると認めるに足りる合理的な理由があるもの又はこれらの事務等の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認めるに足りる合理的な理由があるもの
- (7) 国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人との間における協議，依頼，委任等に基づいて実施機関が作成し，又は取得した情報であつて，公開することにより，国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人との協力関係を著しく損なうと認めるに足りる合理的な理由があるもの
- (8) 任意に個人又は法人等から実施機関に提供された情報であつて，当該個人又は法人等の承諾を得ないで公開することにより，当該個人又は法人等との信頼関係を著しく損なうと認めるに足りる合理的な理由があるもの